

合併市に関する調査

記入月日：平成17年3月8日

基礎情報

| | |
|--------------|-----------------------|
| 都道府県・市名 | 栃木県・佐野市（さのし） |
| 合併期日 | 平成17年2月28日 |
| 合併形式 | 新設合併 |
| 住所（旧市町村名も記載） | 栃木県佐野市高砂町1番地（旧佐野市） |
| 人口（合併直近の国調） | 125,671人 |
| 面積 | 356.07km ² |
| 議員定数 | 32人 |
| 関係市町村名 | 佐野市、田沼町、葛生町 |

関係市町村合併直前の状況

| 関係市町村 | 市町村名 | 人口（人） | 面積（km ² ） | 議員数（人） | 高齢化比率（%） |
|-------|------|---------|----------------------|--------|----------|
| 関係市町村 | 佐野市 | 85,737 | 84.37 | 28 | 19.55 |
| | 田沼町 | 29,555 | 180.04 | 20 | 22.83 |
| | 葛生町 | 12,268 | 91.66 | 16 | 29.91 |
| 合計 | - | 127,560 | 356.07 | 64 | - |

関係市町村の財政状況（平成16年度当初予算一般会計）

| 関係市町村 | 市町村名 | 歳入合計（千円） | 地方税（千円） | | 指定団体等の指定状況 | 財政力指数 |
|-------|------|------------|------------|-----------|------------------|-------|
| | | | 地方税 | 地方交付税 | | |
| 関係市町村 | 佐野市 | 28,980,000 | 11,632,756 | 2,070,000 | 首都、市町村圏 | 0.833 |
| | 田沼町 | 8,350,000 | 2,585,271 | 2,133,000 | 山振、首都、市町村圏、特定農山村 | 0.520 |
| | 葛生町 | 5,362,000 | 1,365,601 | 1,330,000 | 山振、首都、市町村圏、特定農山村 | 0.473 |
| 合計 | - | - | - | - | - | - |

合併の概要

| | | |
|----------|--|------------------|
| 合併協議会の期日 | 設置年月日：平成10年4月1日 | 解散年月日：平成17年2月27日 |
| 内容 | <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会開催：28回 協議会委員：49名 （各市町の長、議長、議会代表、学識経験者、県職員及び行政職員） 協定項目：60項目 <p>経過</p> <p>平成9年 佐野市、田沼町、葛生町の住民の代表が合併協議会を設置することについて署名を集め、それぞれの市長、町長に提出。 12月4日</p> <p>平成10年 3月20日 佐野市議会、田沼町議会、葛生町議会において合併協議会設置議案可決 4月1日 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会発足 7月3日 第1回佐野市・田沼町・葛生町合併協議会開催</p> <p>平成16年 2月19日 佐野市・田沼町・葛生町合併協定調印式開催 3月11日 栃木県知事への合併申請 7月16日 官報告示</p> <p>平成17年 2月27日 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会廃止</p> | |

| | | | |
|----------------|---|----|---|
| 住民発議について | 有 署名の状況（有権者数H9.9.2現在） （佐野市）有効署名 12,922 有権者 65,051 割合 19.86% （田沼町）有効署名 4,944 有権者 23,829 割合 20.75% （葛生町）有効署名 2,714 有権者 10,960 割合 24.76% （合計）有効署名 20,580 有権者 99,840 割合 20.61% | | |
| 市町村建設計画 | 計画の期間：10年間（平成17年度～平成26年度） | | |
| 基本計画の主要項目 | 地域の特色を活かした快適なまちづくり やさしくふれあいのある健康福祉づくり 魅力と活力ある産業づくり 豊かな心を育む教育・文化づくり 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり | | |
| 旧市町村庁舎の利活用 | 旧佐野市役所庁舎を本庁舎として活用、他役場庁舎は分庁舎として存続 | | |
| 電算システムの統合 | 1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>回答</td></tr><tr><td>2</td></tr></table> | 回答 | 2 |
| 回答 | | | |
| 2 | | | |
| 議会の議員の定数に関する特例 | 無 有の場合： - 名 | | |
| 議会の議員の在任に関する特例 | 無 有の場合： - 年 - ヶ月 | | |
| 議会の議員の報酬額 | 月額：42万円 | | |
| 地域審議会の設置について | 無 | | |
| 内容 | 特になし | | |
| 地方税に関する特例 | 無 | | |
| 内容 | 個人市民税の均等割については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は、不均一課税とすることとしたが、地方税法の改正により、平成16年度から税率が全国一律となったため、不均一課税の必要がなくなり、現行のとおりとした。 | | |
| 合併特例債発行限度額（億円） | 起債可能額：369.2億円、基金29.3億円 | | |

その他

| | |
|---------|--|
| 協議された事項 | <p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <p>合併の方式（新設合併） 合併の期日（平成17年2月28日） 新市の名称（佐野市） 事務所の位置（佐野市高砂町1番地） 庁舎は、本庁舎、田沼庁舎、葛生庁舎を置く</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱 （「合併特例法」の規定は適用せず、公職選挙法規定に基づき、設置選挙を行う。新市の議会議員の定数は、32人とする。）</p> <p>地方税の取扱 （個人市民税の均等割については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は、不均一課税とすることとしたが、地方税法の改正により、平成16年度から税率が全国一律となったため、不均一課税の必要がなくなり、現行のとおりに変更。）</p> <p>特別職の身分の取扱 （特別職の職員については、その設置・人数・任期・報酬について、法令等の定めるところに従い調整する。1市2町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは原則として統合し、1市町又は2市町にのみ設置されているものは、必要に応じ新市において設置する。新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議し定めるものとする。）</p> <p>事務組織及び機構の取扱（行政機構については、原則として合併時に、市長部局の部、議会事務局、各行政委員会を再編整備し、3庁舎に分散させることとする。ただし、市民サービスの低下を招くことのないよう、支所的機能（各種受付業務、相談業務等）を各庁舎に付加することとする。）</p> <p>町名、字名の取扱（町名、字名については、原則として、現行どおりとし、田沼町、葛生町の大字を冠する字名は、大字を削り、字名に「町」を付す。なお、葛生町における中央東1～3丁目、中央西1～3丁目については、葛生東1～3丁目、葛生西1～3丁目とする。同一町名のある朝日町については、葛生町の朝日町を築地（ついで）町に改める。葛生町大字葛生については、東部を長坂町、北部を嘉多山（かたやま）町、西部をあくと町とする。町、字の区域は、従前の区域のとおりとする。）</p> <p>新市建設計画</p> <p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>合併協議において新市発足後、統合・再編するとした事項の調整 ・バス運行管理 ・補助金、交付金等の取扱 など</p> |
|---------|--|